

京丹後市消防団の報酬の額の改定等について

資料編

1 消防団の報酬額の改定等にかかる経過

全国の消防団員数は、平成30年度から2年連続で1万人以上減少するなど、危機的な状況となっている。

少子化や就業体制の変化などによる若年層の入団者数の大幅減など、消防団員の確保については全国的な課題とされ、長年にわたり様々な議論、取り組みが行われてきた。

他方、災害の多様化・激甚化などから、消防団に求められる任務や役割は大きくなる一方であり、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第101号）」に「消防団は将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であること」と明記されていることなどからも、団員確保を含めた今後の消防団のあり方について、早急な対策を行うべく、令和2年12月、消防庁が「消防団員の処遇等に関する検討会」を設置し、適切な処遇のあり方について議論を行い、令和3年4月に中間報告(別添)が取りまとめられました。

また、訓練や操法大会のあり方や新入団促進、消防団に対する社会の理解を促進していくことなど、総論的な議論を行い、同年8月に最終報告書(別添)が取りまとめられました。

報酬等に関する議論については、中間報告書をもって結論とされました。

2 消防団の処遇に関する検討会（中間報告）の概要

(1) 年額報酬について

報酬の基準額については、予備自衛官を参考としつつ、市の非常勤特別職である一方で、元来郷土愛護の精神に基づくボランティア的性格もあわせ持つこと等を考慮して、当面、現在の地方交付税単価である36,500円とすることが適当である。

なお、上位の階級にあるなど、職責が重いと考えられる者等については、各市町村により消防団活動の実態を踏まえた額とすることが適当である。

階級別に報酬額を見ると、団長、副団長、分団長といった上位階級では条例平均額が交付税単価を上回っている一方、班長、団員といった下位階級では条例平均額が交付税単価を下回っている。また、機器点検や会議などを含め、災害発生に備えた即応体制を常に確保する「消防団員」という身分に対するに対する基本給的な性格のものであり、出勤報酬とは別に、引き続き支給されるべきものである。

(年額報酬の額)

令和2年4月1日時点

階 級	交付税単価	京丹後市	全国条例平均	京都府条例平均
団 長	82,500 円	189,000 円	144,785 円	166,400 円
副団長	69,000 円	123,000 円	104,438 円	118,765 円
分団長	50,500 円	96,000 円	74,010 円	89,920 円
副分団長	45,500 円	57,000 円	54,460 円	64,724 円
部 長	37,000 円	43,000 円	45,366 円	49,629 円
班 長	37,000 円	33,000 円	36,387 円	37,615 円
団 員	36,500 円	19,000 円	30,925 円	28,058 円
支援団員	—	5,000 円	—	—

(2) 出勤手当について

災害が激甚化・多様化する中で、出勤手当が費用弁償のままでは、消防団員の報酬は階級ごとの一律である年額報酬のみとなり、団員の活動や労苦に応じた報酬体系にならないこと、大規模な災害で複数の市町村に被害が生じている場合に、同じ災害に対し出勤しているにも関わらず市町村によって出勤手当の額が大きく異なることを避けるため、報酬制度を創設することが適当である。

ア 災害（火災・風水害等）にかかる出勤については、災害の規模等により1回当たりの出勤時間は異なるものの、

- ・警戒、訓練に比較して活動時間が長くなるケースがあること
- ・事前に活動時間を予測することが難しい面があること

等を考慮して、1日＝7時間45分を基本とし、予備自衛官の訓練招集手当や最低賃金の全国平均額との均衡を考慮し、1日当たり7,000～8,000円程度を支払うべき標準的な額として定めることが適当である。

(出勤手当の額) ※京丹後市以外は平均額

令和2年4月1日時点

団体規模	種 別			
	火災	風水害等	警戒	訓練
政令市	3,973円	3,668円	3,248円	3,198円
中核市	3,045円	3,050円	2,686円	2,601円
一般市	2,776円	2,808円	2,483円	2,388円
町 村	3,042円	3,089円	2,686円	2,687円
京丹後市	1,600円	1,600円	1,600円	1,500円

※出勤手当の地方交付税算入額7,000円/回

イ 災害時以外の出勤（訓練・警戒等）についても、態様が様々であることから、業務の負荷や活動時間等を勘案して金額を定めることが適当であり、具体的には、

- ・活動時間が短いことが多いこと
- ・活動時間や開始・終了時刻が事前にわかることが多く、予定が立てやすいこと
- ・災害時の出勤に比べて危険性が比較的低いこと

等を勘案したうえで、災害時の出勤報酬と均衡のとれた額を市町村において実態を踏まえ定めることが適当である。

(例) 活動時間が3～4時間の場合、1日当たり3,000～4,000円程度等

3 消防庁長官通知の概要

消防庁では、「消防団員の処遇等に関する検討会」の中間報告を踏まえ「消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和3年4月13日消防地第171号）（別添）」を消防庁長官通知として発出しました。

- (1) 消防団員の処遇の改善を図るため、「非常勤消防団員の報酬等の基準」を定めたので、この基準等を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- (2) 団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出勤報酬等）と、消防団や分団の運営

に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。

- (3) 市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。 予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- (4) 基準の制定にあわせ、条例改正を行う場合は、改正条例（例）を参考にされたいこと。
- (5) 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- (6) 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準額等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

○非常勤消防団員の報酬等の基準

- 第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出動回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出動に応じて支払われる出動報酬の二種類とする。
- 第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」に定める「団員」階級の者については、年額 36,500 円を標準とする。
「団員」より上位の階級にある者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。
- 第3 出動報酬の額は、災害に関する出動は、1日当たり 8,000 円を標準とする。
災害以外の出動については、市町村において、出動の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。
- 第4 消防団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。
- 第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

4 年額報酬及び出動報酬等の改定について

消防庁長官通知に基づき、以下の改定について検討を行う。

(1) 年額報酬

- ・災害発生等に備えた即応体制を常に確保する、「消防団員という身分」に対する基本的な性格のものであり、国標準額に満たない「班長」、「団員」階級について増額を要求するもの。
- ・「団員」は標準額の 36,500 円、「班長」は 40,000 円とする。

※「班長」は 37,000 円が標準額であるが、部長を補佐または代行して部を運営する職責、任務負荷から、団員比 500 円では不十分と考えられるため、部長における標準額 37,000 円に対し現行 43,000 円の差額 6,000 円が本市の役職加算であることから、その半額の 3,000 円を班長に適用する。

- ・現行の報酬額については、平成16年の合併時、交付税単価をベースに役職や階級、任務等に応じた負荷等を考慮し定められたものであり、標準額を上回る「部長」以上の階級については、据え置きとする。

【改定案】※R3.4.1 実員 1579 人で試算

対象	① 国標準額	② 京丹後市報酬額	② - ① 役職加算額	改定案	増額分	該当
団長	82,500円	189,000円	106,500円	据置		1人
副団長	69,000円	123,000円	54,000円	据置		9人
分団長	50,500円	96,000円	45,500円	据置		31人
副分団長	45,500円	57,000円	11,500円	据置		50人
部長	37,000円	43,000円	6,000円	据置		69人
班長	37,000円	33,000円	△4,000円	40,000円	7,000円 内訳:4,000円(国標準額差分)+3,000円(役職加算)	148人
団員	36,500円	19,000円	△17,500円	36,500円	17,500円	1,215人
支援団員	—	5,000円	—	据置	0	56人

(2) 出勤報酬

- ・「出勤報酬」を創設し、「費用弁償」から「報酬」での支払いとする。(課税対象)
- ・「出勤」については、時間単価1,000円とし、1日8,000円とする。
- ・主たる活動である「火災」の活動時間は、概ね3時間以内で活動が終結することがほとんどであるため、「3時間未満」3,000円を基礎単位とし、以後、超過分については区分ごとに加算する。
- ・災害以外の出勤(訓練等)については、災害と比べ危険性が低いこと、概ね2～4時間で完結すること、事前に予定ができることなど、「出勤」との業務負荷を考慮し、時間単価500円とし、1回2,000円を基礎単位とする。

対象訓練は団主催訓練、市主催訓練等の指定訓練を想定

種別	交付税単価(回)	国標準額(日)	京丹後市(手当)(回)	改定案(報酬)(回)		増額分(回)
				時間	単価	
出勤	7,000円	8,000円	1,600円	3時間以内	3,000円	1,400円
				3時間超～5時間以内	5,000円	3,400円
				5時間超～	8,000円	6,400円
警戒	—	地域実情に応じた均等な額	1,500円	2,000円		400円
訓練	—			500円		

【出勤報酬（出勤）】

■火災過去5年実績（平成28年～令和2年） 「出火」～「鎮火」

火災件数：91件

平均	最長	2時間 未満	3時間 未満	4時間 未満	5時間 未満	6時間 未満	7時間 未満	7時間 以上
1:09	7:20	78件	8件	3件	1件	0件	0件	1件
		86%	9%	3%	1%	0%	0%	1%

5 参考資料

資料1 階級（役職）別職責および任務について

資料2 報酬等の改定経過（平成16年京丹後市合併時）

資料3 近隣市町の対応予定

資料4 （別添）「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書（令和3年4月）

資料5 （別添）「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書（令和3年8月）

資料6 （別添）消防団員の報酬等の基準の策定等について（通知）

○階級（役職）別職責および任務について

階級（役職）別の報酬差の評価を行うため、職責および任務を表記する。

階 級	役 職	職責及び任務
団長	団 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団の統括 ・ 市防災会議、外郭団体役員
副団長	副団長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団長の補佐及び代理 ・ 外郭団体役員 ・ 担当部門（指導員、ラッパ鼓隊、女性消防隊）の統括及び指導
	方面隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当方面隊の統括 ・ 団本部、分団等との調整 ・ 方面隊訓練、研修の企画及び実施 ・ 消防本部との連携、調整
分団長	副方面隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方面隊長の補佐及び代理 ・ 分団指導及び育成
	分団長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当分団の統括 ・ 方面隊との連携、調整 ・ 地元地域との連携、調整
副分団長	副分団長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分団長の補佐及び代理 ・ 部、班長との連携、調整、指導
	指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団全体の統一的な訓練指導統括 ・ 外部機関での研修、訓練
部長	部 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の統括 ・ 活動の企画、調整、実施 ・ 災害時の部指揮者 ・ 班長との調整、連携
班長	班 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長の補佐及び代理 ・ 団員との調整、連携 ・ 部活動運営
団員	団 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部に所属し、下命により活動を実施。 ・ 有事の出動および、平時の警戒活動。
-	支援団員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄分団内で発生した災害に出動、活動。

報酬改定経過

資料2

◆ 団員報酬

※合併協議会時報酬額

現在

対象	合併時 交付税単価	峰山町		大宮町		網野町		丹後町		弥栄町		久美浜町		報酬平均	手当平均	合算平均	京丹後市
		報酬	その他手当	報酬	その他手当	報酬	その他手当	報酬	その他手当	報酬	その他手当	報酬	その他手当				
団長	¥82,500	¥175,000	¥204,000	¥324,000	¥0	¥160,000	¥160,000	¥162,500	¥162,500	¥165,000	¥165,000	¥160,000	¥160,000	¥191,083	¥141,917	¥166,500	¥189,000
副団長	¥69,000	¥110,000	¥136,000	¥206,000	¥0	¥100,000	¥100,000	¥104,000	¥104,000	¥106,000	¥106,000	¥102,500	¥102,500	¥121,417	¥91,417	¥106,417	¥123,000
分団長	¥50,500	¥87,000	¥105,000	¥76,500	¥76,500	¥75,000	¥75,000	¥77,000	¥77,000	¥78,000	¥78,000	¥77,500	¥77,500	¥78,500	¥81,500	¥80,000	¥96,000
副分団長	¥45,500	¥46,000	¥68,000	¥46,000	¥46,000	¥45,000	¥45,000	¥45,500	¥45,500	¥48,500	¥48,500	¥50,000	¥50,000	¥46,833	¥50,500	¥48,667	¥57,000
指導員		¥44,000	¥55,000	¥42,000	¥42,000	¥41,500	¥41,500	¥0	¥91,000	¥42,500	¥42,500	¥50,000	¥50,000	¥36,667	¥53,667	¥45,167	¥57,000
部長	¥37,000	¥44,000	¥55,000	¥42,000	¥42,000	¥41,500	¥41,500	¥43,000	¥43,000	¥40,000	¥40,000	¥42,500	¥42,500	¥42,167	¥44,000	¥43,083	¥43,000
班長	¥37,000	¥40,000	¥37,000	¥33,000	¥33,000	¥39,000	¥39,000	¥33,000	¥33,000	¥24,000	¥24,000	¥30,500	¥30,500	¥33,250	¥32,750	¥33,000	¥33,000
団員	¥36,000	¥40,000	¥0	¥18,500	¥18,500	¥18,000	¥18,000	¥21,500	¥21,500	¥18,000	¥18,000	¥20,000	¥20,000	¥22,667	¥16,000	¥19,333	¥19,000
備考																	

◆ 出動手当等

対象	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	京丹後市
出動	¥1,600	¥1,600	¥1,200	¥1,500	¥600	-	¥1,600
風水害等	-	-	-	-	-	-	¥1,600
警戒	-	¥1,500	¥1,200	¥1,500	-	¥1,500	¥1,600
訓練	-	¥1,500	-	¥1,500	¥1,500	¥1,500	¥1,500
備考	5回						

① 消防団の現状

- ・令和2年4月1日時点の消防団員数は81万8,478人と2年連続で1万人以上減少する危機的状況（特に20代の消防団入団者数が10年間で約4割減少）であること。
- ・他方、災害が多発化・激甚化する中、消防団の役割も多様化しており、一人ひとりの消防団員の負担も大きくなっていること。
- ・こうした消防団員の労苦に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠と考えられること。
- ・処遇改善は消防団員の士気向上や家族等の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資すること。

② 出動手当

- ・出動手当を見直し、出勤に応じた報酬制度（「出勤報酬」）を創設すること。また、出勤に関する費用弁償（実費）については、別途必要額を措置すること。
- ・災害（火災・風水害等）に関する出勤報酬は、1日＝7時間45分を基本とし、予備自衛官等の他の類似制度を踏まえ、7,000～8,000円程度の額を、標準的な額とすること。
- ・災害以外の出勤報酬についても、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や、業務の負荷、活動時間等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。

③ 年額報酬

- ・即応体制を取るために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する報酬として、出勤報酬の創設後も引き続き支給すべきであること。
- ・金額については、「団員」階級の者については年額36,500円を標準的な額とし、「団員」より上位の階級にある者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。

④ 消防団の運営に必要な経費

- ・本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出勤報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきであること。

⑤ 市町村における対応

- ・①から④を踏まえ、市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すべきであること。

⑥ 国や都道府県における対応

- ・国においては、出勤報酬や年額報酬の標準的な額やその支給方法等の基準を定めるとともに、①から⑤について市町村に対して助言を行うこと。また、国は財政措置のあり方について、財政需要の実態を踏まえ十分な検討を行うこと。
- ・都道府県においても、市町村に対し必要な助言等の支援を行うこと。

⑦ 今後の検討事項

- ・報酬等に関する議論は、中間報告をもって結論とし、国・都道府県・市町村は早急に消防団員の報酬等の改善に向けた取組を進めること。
- ・消防団員の確保のためには、報酬等の改善のほか、社会的評価の向上や広報、訓練のあり方など、他にも取り組むべき重要な課題があるため、本検討会において、これらの項目について引き続き精力的に検討すること。

I 消防団の現状

① 消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響

- ・ 少子化の進展や被用者の割合の増加等に伴い、特に若年層の入団者数の減少が進んでいることから、社会環境の変化に合わせて消防団を若年層や被用者がより参加しやすいものとするとともに、社会全体の理解を得ていく必要があること。
- ・ 災害の多発化・激甚化に伴い、消防団に求められる役割は多様化していることから、更なる多様な人材の確保や、防災を担う様々な主体との連携が必要であること。
- ・ 家庭やプライベートを優先するなど若年層の価値観が変化していることや共働き世帯が増加していることを踏まえ、消防団の存在意義や役割を十分に理解してもらい、ひいては消防団の加入につながるよう、広報のあり方を含め見直していく必要があること。

② 消防団の存在意義・役割

- ・ 社会環境が変化していく中でも、消防団の存在意義は不変であり、引き続き、地域防災力の中核として、消防団は継承されていくべきであること。
- ・ 消防に関する責任は市町村に帰属することから、消防団が災害時に具体的に果たす役割や平時に行う活動について各市町村で引き続き十分検討するとともに、国や都道府県は、各市町村の検討に資するよう必要な情報収集・情報提供を行うべきであること。

II 今後の消防団活動に当たり取り組むべき事項

① 報酬等の処遇改善

- ・ 報酬等の処遇改善は、団員の士気向上や家族等の理解を得るため不可欠であることから、各市町村等は「報酬等の基準」を踏まえた処遇の見直しを速やかに行うこと。

② 消防団に対する理解の促進

- ・ 地域の安全、安心に欠くことのできない消防団活動について、社会的理解を深めることが重要であること。
- ・ 消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わる広報を展開させること。また、オンラインの加入フォームの整備やSNSの積極的な活用について検討すべきであること。
- ・ 消防団のイメージをより良いものとし、社会全体で消防団を応援するような雰囲気を作っていくことが肝要であること。

③ 幅広い住民の入団促進

- ・ 被用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層であり、各市町村は積極的な入団促進を行うべきであること。
- ・ 被用者については都道府県による商工団体への働きかけ等、女性については女性用設備等の環境整備等、学生については学生消防団活動認証制度の導入等に取り組むとともに、将来の担い手育成として、少年消防クラブへの幅広い参加促進や高校生へのアプローチに取り組むこと。
- ・ 新たな社会環境に対応した団運営とするため、団内部での幅広い意見交換を十分に行うとともに、市町村や地域住民との連携等が必要であること。

④ 平時の消防団活動のあり方

- ・ 災害の多様化を踏まえ、各市町村とも、より地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練について引き続き幅広い団員や地域住民などの意見を取り入れつつ、積極的な検討を行うべきであること。
- ・ 訓練の充実に当たっては、団員に過重な負担がかからないよう、真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、創意工夫を図るべきであること。
- ・ 操法は、団員が火災現場の最前線で安全に活動するために重要であることから、消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して訓練を行うことが望ましいこと。
- ・ 操法大会については、大会本来の目的を踏まえた適切な運営に努めるとともに、各主催者において点検や随時の見直しを行うこと。

⑤ 装備等の充実

- ・ 消防団の役割の多様化に伴い、活動内容に見合うよう装備を充実させることが重要であり、災害対応時の安全確保に向けた取組を今後も継続的・積極的に行っていくこと。
- ・ 消防団活動に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応するため必要であるのみならず、ひいては消防団加入のインセンティブとなり、入団者数の増加にも資すると考えられることから、積極的に取り組むべきであること。

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁長官

消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考1のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）を別紙3のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出勤に応じた成果給的な報酬としての出勤報酬の二種類を定めていること。

・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

・第3について

出勤報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出勤に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出勤については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出勤や日付をまたぐ出勤、1日に複数回の出勤といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出勤が長期間にわたる場合には、出勤報酬の支給単位は出勤日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出勤報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出動に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。